

知多市国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 5 号

知多市国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例

知多市国土利用計画審議会条例（平成 5 年知多市条例第 2 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、企画部 <u>企画政策課</u> において処理する。	(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、企画部 <u>企画情報課</u> において処理する。